

厚木市障がい者福祉計画（第7期）の策定方針

1 計画策定の基本的な考え方

障がい者福祉計画（第7期）は、誰もが障がいを身近なものとして理解し、障がい者が自分らしく生きることができる地域共生社会の実現を目指し、誰も排除されない社会環境と多様なニーズにきめ細かく対応する支援体制の推進を図るために策定します。

(1) 計画の位置付けと性格

ア 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画

（障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含して策定します。）

イ 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画

ウ 第10次厚木市総合計画の個別計画

エ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

(2) 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3か年計画）

(3) 計画の推進体制

地域、障害者協議会、社会福祉協議会及び市が協働し、この計画を推進します。

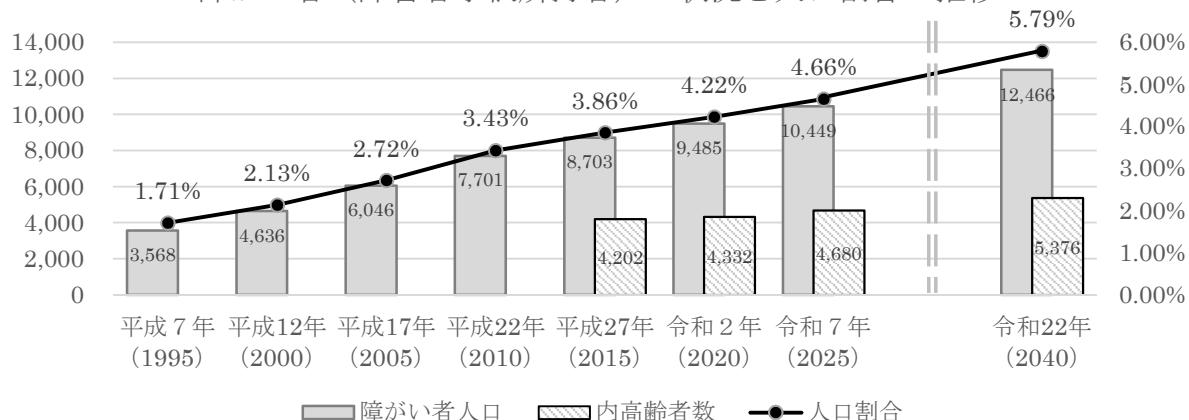
2 現状

現行計画（第6期）では、すべての人がともに生きるまちづくりを目指し、相談支援体制の強化、地域生活支援拠点の機能拡充や障害者協議会を中心に居住支援や就労支援等の施策を推進してまいりました。

(1) 障がい者の状況

障がい者は年々増加しており、令和7（2025）年には平成7（1995）年の約3倍に当たる10,449人になると推計し、障がい者における65歳以上の高齢者の割合についても、半数を占めると見込んでいます。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 「厚木市障がい者数統計」、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月改定）」

(2) 厚木市障害福祉サービス利用実態調査の状況

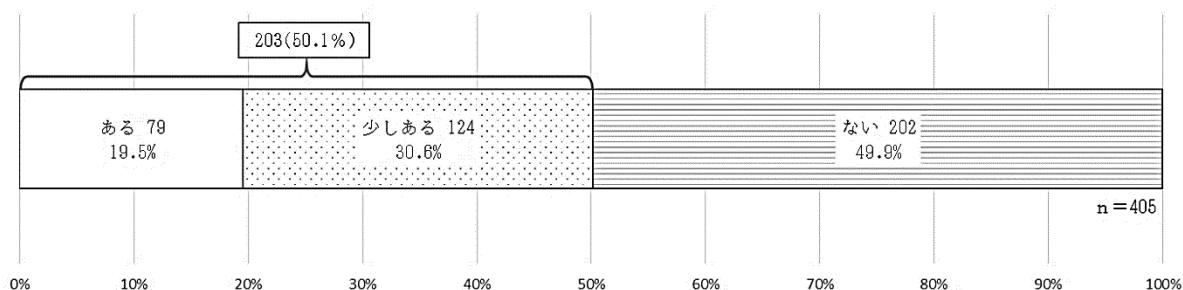
令和4（2022）年度に地域の障がい者やその家族を対象に厚木市障害福祉サービス利用実態調査（以下、「実態調査」という。）を実施しました。

本調査において、「ここ3年間で障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。」という問に対して、「ある」、「少しある」と回答した割合は、前回調査時の63.3%から50.1%に、「あなたがお住まいの地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか。」という問に対し、「やや理解不足だと思う」、「理解不足だと思う」と回答した割合は、同44.2%から35.4%に減少し、改善しています。

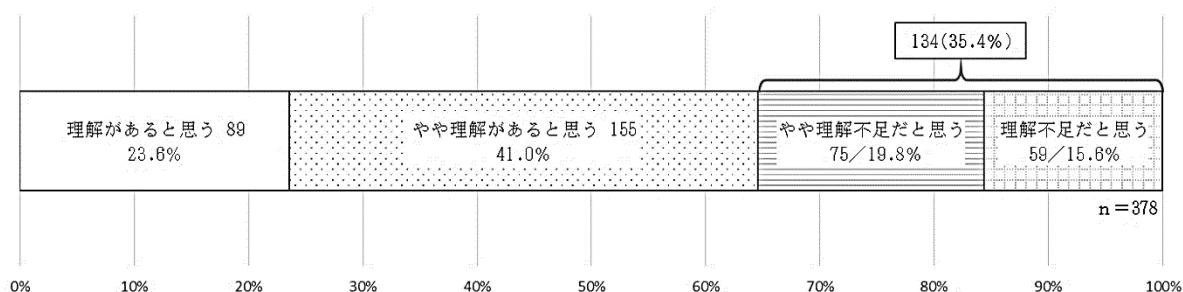
しかしながら、「あなたがお住まいの地域で、住民同士の支え合いはありますか。」という問に対しては、「どちらかと言えばない」、「ない」と回答した割合は、同49.1%から62.2%へと増加しており、地域での支え合いを実感していない結果となっています。

【実態調査抜粋】

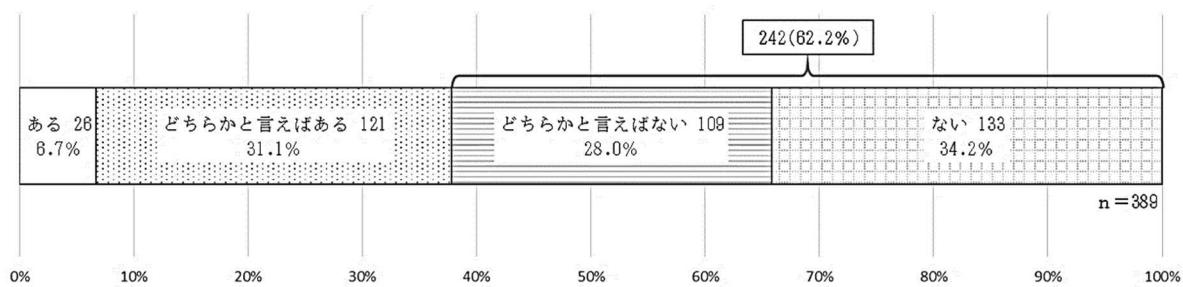
問15 ここ3年間で障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。（1つに○）



問17 あなたがお住まいの地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか。（1つに○）



問22 あなたがお住まいの地域で、住民同士の支え合いはありますか。（1つに○）



3 課題

障がい者に対する理解は徐々に進んでいるものの、当事者からの視点では、障がい者理解、特に、差別を感じる割合が依然として高く、地域で支え合いを実感していない現状となっています。

また、障がい者が年々増加することに伴い、障害福祉サービス等の利用の需要がより一層高まっています。

加えて、^{はちまるごーまる}8050問題や障がいの重度化、強度行動障害や医療的ケア等の専門的支援等、障がい者に対する様々な支援が求められており、障害福祉サービス等事業所を始めとした地域資源の確保が必要となっています。

このような中、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、これまでの取組を継続するとともに、障がい者理解や権利擁護、地域資源の確保及び地域ネットワークの構築に関する取組等を推進する必要があります。

(1) 障がい者理解の不足

障がい者が社会生活を営むためには、近隣住民や職場の同僚等の周囲の理解が不可欠ですが、実態調査では、障がい者の35.4%が、障がいや障がい者に対する理解が不足していると感じています。

精神障がいや発達障がい等、目に見えない障がいもあることから、障がいについて理解してもらうため、更なる取組が必要です。

(2) 障がい者に対する差別

障がい者に対する差別は、人権尊重の観点から許されない行為ですが、実態調査では、障がい者の50.1%が差別や嫌な思いをしたことがあると回答しています。

近年、障害者差別解消法が改正されたことにより、地域や民間企業等に権利擁護の意識啓発を図る必要があります。

(3) 相談内容の多様化

障がい者の地域生活においては、療育、就労、居住、通院等に係る問題等、様々な状況で困りごとが発生します。このため、多様な相談であっても対応でき、本人の意思決定を支援する相談支援体制が必要になります。

(4) 障がい児に対する切れ目のない支援体制の構築

保育や教育の現場では、個々の特性に応じた配慮を必要とする障がい児が年々増加しています。そのような障がい児の生活の場には、様々な関係機関が関わっており、それら関係機関の連携や個々のライフステージに応じた支援が必要になります。

(5) 障がい者の就労支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の背景の中、多様な働き方が生じたことに伴い、障がい者の就労ニーズが多様化しています。また、感染症による経営不振等を事由とした解雇や就職活動の停滞等、障がい者の一般就労への移行支援が課題となっています。

(6) 安心できる地域生活の継続

実態調査では、地域で暮らす 40 代の障がい者において、主たる介助者に「父・母」が含まれる割合は、68.2%となっています。困難事例でも 8050 問題に關わる事例が増えています。令和 12 (2030) 年に団塊の世代が 80 歳を迎える中で、介助者の入院や施設への入所、死亡等に備え、障がい者本人の将来の地域生活をどのように支援していくかが大きな課題となっています。

(7) 障がい者の外出支援

移動に制約がある障がい者が地域において自立した生活を営み、社会活動に参加するためには、障害福祉サービス等の公的な制度や介助者が同伴する等の外出支援が必要となります。

(8) 専門的な支援の不足

地域には、重度の障がいや医療的ケア等の専門的な支援を要する障がい者が生活していますが、障害福祉サービス等事業所の人員不足、専門的資格者の不在及び地域資源の不足等により、地域生活の継続が困難な状況が生じています。

(9) 障がいの早期予防

障がいの重度化や障がいの要因の一つである生活習慣病等の疾病の予防やそれら疾患の早期発見及び早期治療につなげるため、障がい者が受診しやすい医療体制が必要となります。

(10) 災害時の対応

大規模な地震や風水害等の災害時に際しては、障がい者のみならず、全ての市民が自助の意識を持ち、事前の準備が必要です。

しかし、障がい者の中には、災害時の情報の不足等から避難に遅れが生じる恐れがあるため、避難支援体制の構築が必要です。

(11) 地域で支え合うネットワークの不足

地域ネットワークは、地域生活における支え合いの基盤となります。実態調査では、障がい者の半数以上が、地域において住民同士の支え合いが足りないと感じています。

(12) 地域住民の関係性

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も相まり、地域の人間関係が希薄化する中で、日頃から地域の中で顔の見える関係を作り、誰もが自分のできる範囲内で支え合える環境の構築が必要です。

4 計画の目指す姿と全体像

(1) 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

(2) 基本理念

- ア 障がいを身近なものとして理解できるまちづくり
- イ 障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり
- ウ 誰もがともに生きる地域の一員であることを実感できるまちづくり

(3) 基本目標

- ア 障がいによって分け隔てされることのないまち
- イ 自分らしく生きることができるまち
- ウ 地域で支え合う共生のまち

5 主な取組

(1) 障がい者理解の促進

地域共生社会の実現には、他者の多様性を認め、理解しようとする心の醸成が不可欠であることから、更なる障がい者理解の普及啓発を図ります。

(2) 権利擁護の推進

障がい者に対する差別の解消に向けて、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等の理念に基づき、虐待の防止や意思決定支援といった権利擁護の推進及び地域社会における合理的配慮の普及啓発に取り組みます。

また、成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増えていくことを踏まえ、制度の理解を進めるとともに、適正に運用される環境を整えます。

(3) 相談支援体制の充実

障がい者が自らの意思で暮らし方を決定するために、多様なニーズに対応できるよう総合的・専門的機能を高め、相談支援体制の強化・充実を図ります。

(4) 一貫した療育支援体制の確立

障がい児本人を含め、その家族に対し、将来を見据えた一貫した相談支援を継続して行うために、教育、保健、福祉、医療、就労等の様々な関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。

(5) 就労支援の充実

障がい者の就労ニーズや一般就労中における定着支援や復職支援等、様々なニーズに対応するために、令和6（2024）年度報酬改定を踏まえた障害福祉サービス等の促進や就労相談の充実を図ります。

(6) 居住支援の充実

住居の確保における支援のほか、親の不在時や親亡き後の地域での生活支援について、親が元気なときから本人とともに相談できる仕組みづくりを推進します。また、これとともに、障がい者の自立に向けた障害福祉サービス等の体験的な利用の促進を図ります。

(7) 社会参加の促進

移動支援の充実やガイドヘルパー等の養成、確保を図り、障がい者が気軽に外出できるよう環境整備を図ります。

(8) 日常生活を支えるサービスの充実

どのような障がいがあっても、希望する地域で生活が継続できるように、障害福祉サービスを充実し、専門的な支援の提供を可能とともに、関係機関との緊密な連携を図ります。

(9) 健康・医療の充実

障がいの重度化や障がいの原因となる疾病を予防するために、関係機関の連携による健康管理等の相談等の充実を図ります。

(10) 災害時支援体制の強化

障がい者の中には、自力で避難することや避難所で過ごすことが困難な場合があります。災害時の安否確認や避難時の助け合い活動が円滑に行われるよう環境整備を図ります。

(11) 地域をつなぐネットワークの構築

社会における障がい者の孤立を防止するため、地域において住民同士が支え合う関係性を育み、平常時の見守りや緊急時及び災害時の手助け等、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

(12) 地域における人材等の養成

障害福祉サービス等の公的な制度だけではなく、地域における自治会、近隣住民、ボランティア、NPO法人、民間事業者等の多様な主体が行う活動を通じた支援の担い手の養成を促進し、地域で支え合う体制の構築を図ります。

6 策定体制

(1) 庁内

厚木市地域福祉推進会議

(2) 庁外

ア 厚木市保健福祉審議会

イ 厚木市障害者協議会

ウ 厚木市地域包括ケア推進会議

エ 厚木市地域福祉推進協議会

【将来像】

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

【達成された姿】

